(11) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処 分をする。

平成25年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		2対する退	7) 体場)
温	:当の基本額)	欄に掲げるものは	-の者の給料月額
田	浅等の場合の退職手	次の表の退職者の	3職の日におけるそ
公	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退	職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料(こ
		する退	い (対
級	き当の基本額))欄に掲げるものに対する退	職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(給料(こ
띰	戦等の場合の退職手	次の表の退職者の	退職の日におけるそ
· 公	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本	第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲	職手当の基本額は、注

れに相当する給与を含む。以下同じ。)が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

割合 年数 器 勤続 掲げる者を含む。以下この表及び び第30項において同じ。)又は死 亡によらず、その者の都合により 退職した者 (第17条第1項各号に 第8条の2第4項において「自己 規定する障害等級に該当する程度 次条、第5条並びに附則第29項及 (厚生年金保険法(昭和29 の障害の状態にある傷病とする。 بن 都合退職者」という。) 期間 が20年未満のもの 退職者 年法律第115号) 傷病

れに相当する給与を含む。以下同じ。)が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

 退職者	年数 鲁	割合
1 傷病(地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)第84条	留	
第2項に規定する障害等級に該 当する程度の障害の状態にある		
傷病とする。次条、第5条並びに 附則第29項及び第30項において同		
じ。) 又は死亡によらず、その者 の都合により退職した者(第17条		
第1項各号に掲げる者を含む。以 下この表及び第8条の2第4項に		
おいて「自己都合退職者」という。) で、勤続期間が20年未満のもの		

器

(勤続期間の計算)

器 第9条

器 $2\sim4$

職員以 (昭和 \mathfrak{Z} 準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企 規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管 下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基 業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第 3号)第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及 び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に 引き続いて職員となったときにおけるその者の 病院事業の管理者又は教育長としての引 き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の 他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については 前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた 28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。) 外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員退職手当法 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、 他の公務員、企業職員等、 理者又は教育長が、 D.

(勤続期間の計算)

器

第9条

器

器 $2\sim4$

(昭和 \mathfrak{A} 下「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企 業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第 3号) 第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及 第1条第2項に 規定する現業職員(以下「企業職員等」という。)、病院事業の管 引き続いて職員となったときにおけるその者の 他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長としての引 き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の 他の公務員又は企業職員等としての引き続いた在職期間については 前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた 28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。) (国家公務員退職手当法 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、 び基準に関する条例 (昭和32年鳥取県条例第37号) 外の地方公務員若しくは国家公務員 理者又は教育長が、

ただ 第3条第3項及び第6条(同条例第8条において準 該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由に 引き続いて職員 在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取 用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほか、次に掲げる 企業職員等、病院事業の管理者又は教 し、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の 当該給与の計算の基礎となった在職期間 (当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地 方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地 る特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の 捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の 第2条第2項に規定す その端数を切り 知事がその者の他の公務員としての引き続 基準 (同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。 以下同じ。)において明確に定められていない場合においては、 育長としての引き続いた在職期間として計算するものとする。 より過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、 12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、 (平成15年法律第118号) 期間をその者の他の公務員、 支給を受けているときは、 となったときにおいて、 方独立行政法人法 県条例第50号)

(昭和37年鳥取 第3条第3項及び第4項並びに第6条(同条例第8 条において準用する場合を含む。)の規定を準用して計算するほ 病院事業 の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間として計算するも のとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に 相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎と なった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその 者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方 0 退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定 する基準をいう。以下同じ。)において明確に定められていない場 合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月 (1未満の端数を生じたとき は、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が 定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他こ れらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職 引き続いて職員となったときにおいて、知事がその者の他の公 条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) 独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) か、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職員等、 在職期間については知事等の退職手当に関する条例 額で除して得た数に12を乗じて得た数 県条例第50号) ک

いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体 政法人をいう。以下同じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法 律第124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭 る者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下 はその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方 公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当 若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法 人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行 印45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡 大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開 (以下「地方公社」という。) 若しくは公庫等(国家公務 員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同 (以下「一般地方独立行政法人等」という。) に使用され 「一般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しく 発公社 ر د د (2)

務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 略

他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公 共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の 支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若 (地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人を いう。以下同じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法 律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進 に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。) 若しくは公庫等(国家公務員退職 (以下「一般地方独立行政法人等」という。) に使用される者 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一 般地方独立行政法人等職員」という。)が、任命権者若しくはそ しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人 の委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退 手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。) (2)

しての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下 じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体 当該地方公共団体等以外の地方公共 団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行 政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員と 「特定地方公務員」という。) が、任命権者又はその委任を受け た者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公 て同じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方 は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されな 法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地 社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項におい 独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又 引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用 される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政 方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めて いるものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要し 引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員と ない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」 又は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、 等の公務員となった場合に、 17 C

職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公 当該地方公共団体等以外の地方公共団体若 しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人 等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての 勒続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定 地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の 以下この頃において同 じ。)に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立 般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されない で、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用さ れる者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法 人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方 公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めてい るものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しな い者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又 크 き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員とし 任命権者若しくはその委任を受けた者又は一 要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、 は「特定地方公社職員」という。)となるため退職し、かつ、 退職手当(これに相当する給与を含む。 務員となった場合に、 行政法人等職員が、

し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に 務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方 して在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職 引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公 公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

 $(3)\sim(2)$

姆 6~9

かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き 続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員 としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務 て在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、 員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)~(2) 略

器 $6\sim9$

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

副

聚